

中日新聞社

代表取締役社長 小出宣昭 様

取締役 論説担当兼東京本社論説主幹 深田 実 様

貴社の5月29日付け朝刊の記事を拝見いたしました。

http://chuplus.jp/paper/article/detail.php?comment_id=461798&comment_sub_id=0&category_id=144

私どもが、貴記事に記載があります事実関係について、ファクトチェックをさせていただきましたところ、重大な事実誤認を含めた不適切な点が複数あることがわかりました。

1. 「関係者によると、米国では面会交流で子供が殺される事件が年間平均約70件あり…」という記述について

このデータは、赤石千衣子氏（NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」理事長）が各種勉強会などで配布されている「アメリカでの（法廷命令による）監護／面会交流絡みにおいて子などが「殺害」された事件数の推移」という資料、あるいは、武蔵大学・千田有紀教授のYahooブログ

<https://news.yahoo.co.jp/byline/sendayuki/20170228-00068182/>

<https://news.yahoo.co.jp/byline/sendayuki/20170424-00070247/>

が出典であるだろうと思われます。もしそうだとしますと、このデータの元のソースは、DastardlyDads というウェブサイト

<http://dastardlydads.blogspot.jp/p/the-killer-dads-and-custody-list-usa.html>

のリストであります。

当会にて、そのリストを吟味し、再集計を行いましたところ、このリストで子どもが殺される事件には、面会交流の際に殺された事件だけでなく、**監護親が子どもを殺した事件**と、そのどちらかが不明な事件が多数含まれていました。2009年以降のデータですと、

面会交流時の事件：126件（31.6%）

監護親による事件：202件（50.6%）

監護状況が不明な事件：71件（17.8%）

となります。「面会交流で子供が殺される事件が年間平均」にしますと、15.8件になりますので、貴記事の数値は明らかに誤報ということになります。また、面会交流時の事件の件数よりも、監護親による事件の件数のほうが大幅に多いということも重要な点です。加えて、監護状況が不明な事件の中には、別居親が監護親宅に押し入って事件を起こした件数も相当数含まれていました。面会交流が監

護親による事件を防止している側面もあるはずですので、この統計データから面会交流を促進することが子どもの危険を上昇されることは全く示唆されていませんし、むしろ低下させる可能性が高いと考えられます*1。

2. 「東京大院医学系研究科のキタ幸子助教らの研究グループ」について

貴記事中では、東京大院医学系研究科のキタ幸子助教らの研究グループの研究論文を紹介し、「面会後に子供に悪影響」とされています。

しかしながら、当該論文につきましての貴記事には、2点ほど重大な問題があります。

i) 当該研究はその正当性に疑義が提出されているものであること

当該研究の論文については、ネット上

(<http://anond.hatelabo.jp/20170510081157>)におきまして、

- ・僅かなサンプル数 (N=19)で、混交要因が統制されていないどころか、記述もないこと、

- ・被験者が、極めて僅かな回数の面会交流であり、そのような僅かな回数の面会交流で、本当にうつや攻撃行動の増加のリスクが上がるのか疑わしいこと（平均が僅か年間2.2回で、0.5回の被験者もサンプルに組み込まれてしまっている）、

- ・回答者が子ども自身ではなく母親であり回答のバイアスが推測されるが、そのバイアスについて適切なコントロールがなされていないこと、

- ・恣意的な被験者抽出、いわゆる"p-hacking"の可能性があること、

などの深刻な問題点が指摘されています。ある有識者がこれらの点を疑問に思い、責任著者に生データの開示や、必要な情報のリクエストを行ったところ、何の返事也没有ませんでした。

著者らの所属大学の「不正行為の防止に関する規則」に

「研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、文書、数値データ、画像等の研究資料及び実験試料、標本等の有体物(以下「研究資料等」という。)を別に定めるところにより適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示するものとする。」

とあり、これに違反しているのではないか、という疑いがあったため、その有識者は4月11日付けで所属大学の「科学研究における行動規範に係る不正行為に関する窓口（本部）」に通報を行いました。

その結果、春名准教授は、論文のページのディスカッション欄にのみ、とても十分とは言えない回答（生データは開示されないことなどを含む回答）を行った

ようです（以下の2の論点を参照ください）。その有識者は現在、深まった疑義について、さらに著者らにデータのリクエストや質問を行う予定とのことです。

つまり、当該論文については現在のところ、元のデータの正当性に疑義が提出され、正当性の証明を著者らができないという状況が長期的に続いている、という状況です。このような正当性が確認できない研究をあたかも明確な事実であるかのように報道されている点がまず不適切であります。なお、その「有識者」については、当チームではどなたかを把握しており、信頼できる研究者であることを確認しております（諸事情でその方が誰かを公開することはできません）。

ii) 年間あたり面会交流回数が多いと問題行動の差はなくなり、問題行動の出現頻度が減るというデータであること

i) の問題点は、論文のページのディスカッション欄やPubPeer（STAP問題の際に注目された論文ディスカッションサイト）でも指摘されており、それに対して、春名准教授が一部回答を行っています。

（<http://www.scirp.org/journal/PaperInformation.aspx?PaperID=74779&#abstract> の下のほうを参照）。

この回答によれば、面会交流の頻度と、何らかの問題行動を有する子どもの割合の表は、以下のようになります。

面会交流頻度	問題行動あり (人数)	問題行動なし (人数)	問題行動あり の割合	P値 (Fisher's exact test; v.s. 面会交流なし)
面会交流なし	4	26	0.13333333	
2.2回以上	2	6	0.25	0.587
2.2回未満 (1回未満含む)	8	3	0.72727273	0.002
1回未満	8 or 4	2 or 1	0.8	0.002 or 0.006
面会交流あり (全員)	10	9	0.52631579	0.0078

このテーブルをご覧いただくと、面会交流なしの子どもと、面会交流が年2.2回以上の子どもの間には、統計的な有意差は全く認められません ($p=0.587$)。

つまり、問題行動のリスクが高まるのは、（このデータが仮に正しかったとして）面会交流が日本での標準的回数（月1～2回；年間12～24回）よりも極めて少ない場合（年間2.2回未満）の場合のみ、ということになります（当該の研究では、面会交流の最も多い頻度の子どもでも6.5回であり、日本での標準的回数を大きく下回っています）。

以上を考えると、この回答からは、面会交流の頻度が極端に少ない場合、何らかの問題行動が生じやすくなること、頻度が多いと問題行動のリスクが低下する

傾向にあること、が示唆されています。つまり、この著者らの回答による結果は、著者らの**当初の主張のほぼ真逆のこと（面会交流頻度は多いほうが良い）**を示唆しているわけです。面会交流は頻度が多いほど子どもにポジティブな効果を与えることを示す研究は複数あり（Fabricius et al., 2011など）、この解釈は、それらの先行研究に一致するものです。

なお、この新しい春名准教授の回答から得られました面会交流ありの子どもの内訳にあります、問題行動あり・無しそれぞれの人数（あり10名、なし9名）は、当初の論文の人数（あり11名、なし8名）と異なっています。この点においても、上記の1の論点での**疑義はさらに深まったもの**となっています。

このデータの解釈として、次のような解釈もあることにご留意ください。通常、家庭裁判所で面会交流の頻度が決められる場合、年間1回、というような決まり方はほぼしません。通常、月x回x時間、というようなかたちで決められます。つまり、面会交流の頻度が年間2.2回未満の方々というのは、夫婦間葛藤が顕著である、別居親に非常に深刻なDVや精神疾患罹患がある、などの特殊事情により、面会交流が裁判所によって制限されてしまった可能性があります。つまり、この方々の子どもは、面会交流を行ったから問題行動が増えたのではなく、単に**面会交流の制限がなされるような特殊事情があるから問題行動が多い**、という可能性も高いのです。

iii) 相関関係にすぎないものを因果関係として記載していること

貴記事では、

「離婚後に親と面会することで、ひきこもりや抑鬱状態になるなど情緒や行動に問題が増えること（中略）が判明した」

というように因果関係まで証明されているかのように記載されている点も問題です。当該の研究は、**単に相関関係のみをしらべた調査**であり、他の混交要因の可能性を排除するような研究デザインになっておりません。上記の論点ii)に記載したように、面会交流の制限がなされるような特殊事情があるから問題行動が多い、という可能性もあるわけです。当該研究は、因果関係については何ら証明するものではなく、これを因果関係のように記載されているのは明確に事実誤認と言えます。

以上のように、貴記事中には、**明らかな誤報と、プレリミナリーなデータの「勇み足」的報道の2点**が入っております。

以下の2点についても十分ご留意いただいた上、上記2点についての訂正記事に加え、別の視点からの続報の記事を掲載していただけるよう、私どもとして強く希望いたします。

また、1の点の誤情報については、赤石氏、千田教授、あるいは他の第三者（斉藤秀樹弁護士や駒崎弘樹氏などの同様な情報を公に紹介されている方々）のうち、どなたが誤情報のソースであるのかについても、調査の上、ご教示くださることを期待いたします。

以上、よろしく願いいたします。

*1子どもを巻き添えにした心中は、母子心中の件数が父子心中よりも多く、5倍程度あります。

http://www.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/H23oyako.pdf

つまり、心中を起こすリスクは、面会交流時の別居親よりも、監護親によるもののほうがずっと高いと推測されます。面会交流の促進によって、それを事前に防ぐ効果が期待できます。

*面会交流が子どもの行動に好影響を及ぼすという研究はかなりあります。

例えば、以下の論文は、面会交流が子どもにプラスの影響を与えるという453名もの被験者を対象にした大規模研究であり、300回以上引用されている古典的論文です。

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2239255/>

片親疎外がマイナスの影響を及ぼすという論文も多数あります。

http://mc.vanderbilt.edu/pasg/citation-manager?combine=&field_type_of_citation_tid=All&field_language_tid=All&field_year_value_op=%3D&field_year_value%5Bvalue%5D%5Bdate%5D=&field_year_value%5Bmin%5D%5Bdate%5D=&field_year_value%5Bmax%5D%5Bdate%5D=&field_parameters_tid%5B%5D=91&sort_by=title&sort_order=ASC&items_per_page=40

また、面会交流が子どもにポジティブな影響を及ぼすという研究については、大正大学 心理社会学部教授 青木 聡氏の論文・著作などもご参照ください。

<http://oyakonet.org/documents/paper20110529.pdf>

面会交流関連情報ファクトチェックチーム
代表・弁護士 杉山 程彦
他7名